

雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書 (能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例用)

事業活動の状況について次のとおり申し出ます。

年 月 日

事業主 住所 〒 -

又は
名称
代理人 氏名

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記載を、下欄に事業主の住所、名称及び氏名の記載(押印不要)を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記載等を、下欄に申請者の記載をしてください。

(労働局長 殿
公共職業安定所長経由)

事業主 住所 〒 -
又は
(提出代行者・事務代理者) 名称
社会保険労務士 氏名

| | A 最近1か月 | B Aに対応する期間 | C | 添付書類 | ※確認欄 |
|--------------|----------|------------|------------------|------|------|
| | から まで | から まで | $A/B \times 100$ | | |
| 月間売上高 () | | | | | |

(生産量等の減に至った理由として次の事項が該当しますか)

1. 例年繰り返される季節的変動によるものである。

(例) ・夏物、冬物等季節的な商品を取り扱っている場合

- ・降雪地において冬期間事業活動の停止又は縮小を余儀なくされる場合
- ・例年、決算期末に生産量が増加し、その後減少することを繰り返す場合 など

(はい・いいえ)

2. 事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるものである。

(例) ・機械、システム等の故障又は交通事故等の事故による場合

- ・火災、地震、洪水等の災害により建物、設備、システム等が被害を受けたことによる場合 など

(はい・いいえ)

3. 法令又は司法処分により事業活動の全部又は一部が制限されたことによるものである。(事業主が自主的に行っている場合を含む。)

(例) ・食中毒の発生により営業停止命令の行政処分が行われた場合など、営業規制、安全規則、競争規則等の法令違反(その疑いを含む)により行政当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合 など

(はい・いいえ)

4. 令和6年能登半島地震及び令和6年9月豪雨の被害の影響による需要(受注量、客数等)の減少等によるものである。

(例) ・人的・物的交通の阻害又は途絶

- ・従業員の出勤困難
- ・事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害
- ・その他これらの準ずる経済事情の変化 など

(はい・いいえ)

○ 事業内容の詳細及び「景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由」による事業活動の縮小の内容について具体的に記述すること。

注意

- 1 この申出書は、初回の休業等実施計画（変更）届又は出向実施計画（変更）届を提出するときに併せて提出してください。
- 2 A欄及びB欄には、月間売上高又は生産量等を記載してください。ただし、売上高以外のときは、当該事業所の事業活動を示す指標（生産量・販売額等）を括弧内に記載し、それにより算定した数値を記載してください。
- 3 A欄には、支給対象期間（支給対象期）の初日が属する月、その前月又は前々月いずれかの値を記載してください。
B欄はA欄の記載に係る期間の2年前同期から令和6年9月豪雨（令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨）前の1か月（雇用保険適用事業所設置後であって労働者を雇用している場合に限る）のもの値を記載してください。（A欄、B欄に計算の結果端数が生じる場合は、小数点第1位を四捨五入してください。）
※令和6年能登半島地震後に事業所を設置した場合は特例の対象となりません。
C欄は、小数点以下が生じた場合、小数点第3位を切り上げて記載してください。
- 4 この申出書の提出にあたっては、A欄、B欄若しくはC欄の数値を証する書類（写）を添付してください。
- 5 ※確認欄には、記載しないでください。